**鹿沼市ホームページ等へのこども食堂基本情報の掲載要件**

**次の(1)から(3)に掲げる全ての項目に該当すること。**

**(1) 運営団体等に関する要件**

**① 宗教的活動または政治的活動を行うことを目的とした団体でないこと。**

**② 団体の活動内容が公序良俗に反しないこと。**

**③ 鹿沼市暴力団排除条例（平成２４年条例第４号）第２条第１号に規定する暴力団又は役員等（法人である場合は理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者をいう。）が同条第６号に規定する暴力団員等若しくは同条例第６条に規定する密接関係者でないこと。**

**(2) 活動に係る要件**

**① 市内に開設し、地域との連携や交流に努めること。**

**② 孤食や生活困窮など様々な家庭環境の子どもを含む地域の子どもたちが気軽に参加できること。**

**③ 責任者を配置し、食中毒予防、食物アレルギー対策、感染症予防、防犯、防災等に配慮すること。**

**④ １回あたりおおむね１０食以上の食事を提供できる体制をとること。**

**⑤ 利用料を徴収する場合は、食事の提供等に係る実費等の低廉なものに限ること。**

**⑥ 営利を目的としていないこと。**

**⑦ 宗教的活動または政治的活動を目的としていないこと。**

**(3) その他**

**市からの問合せ等に対し協力すること。**